

住民基本台帳の 閲覧状況

町では、住民基本台帳法などの規定に基づき、年に一度住民基本台帳の閲覧に関する状況を公表しています。
今回は、令和5年4月～令和6年3月までの状況をお知らせします。

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（令和5年4月～令和6年3月）

閲覧日	閲覧申出者	委託者	利用目的	住民の範囲
令和5年 5月16日	自衛隊帯広地方 協力本部	なし	<ul style="list-style-type: none"> 自衛官および自衛官候補生の募集事務 陸上自衛隊高等工科学校生徒に関する募集事務 	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年4月2日～平成14年4月1日までの間に生まれた日本人男女 平成17年4月2日～平成18年4月1日までの間に生まれた日本人男女 平成20年4月2日～平成21年4月1日までの間に生まれた日本人男子 ※全て町内全世帯が対象です。

※住民基本台帳は、次の場合のみ閲覧することができます。

- ア 国または地方公共団体の機関が法令の定める事務を遂行するため
- イ 統計調査、世論調査、学術研究のうち総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるもの
- ウ 訴訟の提訴その他特別な事情による居住関係の確認で営業目的でないもの

■問合せ 町民課戸籍年金係（☎ 47-2203 役場1階 窓口1番）

ペットの飼い主の方へのお願い

日ごろから、ペットの飼い主の方には飼育マナーについてご理解をいただいておりますが、以前から犬や猫の苦情・相談が多く、町内会としても大変困っているとの相談や町民の方からも多くの苦情が町に寄せられています。

苦情の多くは、雪解け後にふんが散見されるというもので、被害を受けた方は大変困っています。ごく一部のマナー違反者により、適正に飼育している方にも大変な迷惑が掛かっていますので、ペットの飼い主の方は、近隣の方への気配りを忘れず、かわいいペットが他人に迷惑を掛けないように、ご理解とご協力をお願いします。

■苦情の一例

- ・散歩中、飼い犬がふんをしても拾わない。所属している町内会以外の敷地ではふんを拾わない
- ・飼い犬が道路の法面^{のりめん}でふんをしても拾わない。町内会で草刈りをする際に飛び散って汚い
- ・雪かきをしていたら、雪の中からふんが出てきた
- ・夜中に犬を放し飼いにしている、畑が荒らされた
- ・拾ったふんを指定ごみ袋に入れないで散歩コースのごみステーションに捨てていく
- ・庭の作物などを荒らされた。ふんや尿がついていた
- ・近所の犬小屋が汚い、臭いがする
- ・犬をたたいたり、蹴ったり虐待している

❖ 皆さんへのお願い ❖

- ◆散歩のときは袋を持参し、ふんを持ち帰り適正な後始末をしてください（燃やすごみになります）
- ◆犬の放し飼いはしないでください
- ◆飼い猫は家の中で飼育してください
- ◆野良犬、野良猫には周辺の住民に迷惑を掛ける餌やりはやめてください
- ◆面倒を見ることができないのであれば、不妊、避妊手術をしてください
- ◆ペットを捨てないでください

■問合せ 町民課町民生活係（☎ 47-2203 役場1階 窓口1番）

こころの健康相談窓口のお知らせ

辛いとき、悩みを抱えたとき、こころの病気かもしれないと思ったときは、誰かに話を聞いてもらうことが大切です。どんなことでも構いません。ご自身のことはもちろん、あなたの大切な家族や友人が心配なとき、一人で抱え込まずにご相談ください。

こころの健康相談 (死にたい気持ち、職場の悩み、アルコール・薬物依存症などの精神保健相談全般)	訓子府町役場福祉保健課健康増進係（☎ 47-5555）	
	北見保健所（精神科医による相談・予約制 毎月第3水曜日） （☎ 24-4173）	
	こころの健康相談ダイヤル（北海道立精神保健福祉センター） （☎ 011-864-7000）	
	北海道こころの健康 SNS 相談 ※右記 QR より LINE 友だち追加してご利用ください。 	
児童・思春期の相談	北見保健所（小児科医による相談・予約制）（☎ 24-4171）	
高齢者に関する相談	訓子府町地域包括支援センター（☎ 47-5555）	
障がいに関する相談	訓子府町役場福祉保健課社会福祉係（☎ 47-5555）	
職場の悩み	北見総合労働相談コーナー （☎ 88-3982）	働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」 ※右記 QR よりご利用ください。 
死にたい気持ち	北海道いのちの電話（☎ 011-231-4343）	
生活の悩み、経済問題	法テラス（☎ 0570-078374）	
消費生活相談	訓子府町役場経済振興室 （☎ 33-5008）	消費者ホットライン （☎ 188）
生活保護に関する相談	訓子府町役場福祉保健課社会福祉係（☎ 47-5555）	
DV（配偶者暴力）相談	北海道立女性相談援助センター （☎ 011-666-9955）	DV相談プラス（内閣府） （☎ 0120-279-889）
ひきこもりに関する相談	北海道ひきこもり成年相談センター（☎ 011-863-8733）	
性的マイノリティ（LGBTQ+）に関する相談	訓子府町役場福祉保健課健康増進係（☎ 47-5555）	よりそいホットライン（一般社団法人社会的包摂サポートセンター） （☎ 0120-279-338）
人権に関する相談	訓子府町役場町民課町民生活係（☎ 47-2203）	

町外にお住まいの方 ふるさとで二十歳をお祝いしましょう

令和7年二十歳の式典（旧成人式）は、令和7年1月12日(日)に行う予定ですが、本町出身の町外居住者で、本町の二十歳の式典に参加を希望される方の受け付けを行っています。

○対象

平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの本町出身の方（住所変更の手続きは必要ありません）

○申込

11月29日(金)までに社会教育課（町公民館）へ

※本町に住所登録されている方には案内状を送ります。



■問合せ 社会教育課社会教育係（☎ 47-2121 町公民館内）